# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負債	の部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	28, 123	流 動 負 債	20, 047
現金及び預金	7, 121	支 払 手 形	36
受 取 手 形	18	電子記録債務	314
電 子 記 録 債 権	846	買掛金	3, 518
売 掛 金	11, 322	短 期 借 入 金	5, 695
製品	2, 532	関係会社短期借入金	869
仕 掛 品	3, 949	1年内返済予定の長期借入金	3, 788
原材料及び貯蔵品	1, 162 220	リース債務	173
前 払 費 用 未 収 入 金	532	未 払 金	3,072
未収消費税等	166	未 払 費 用	336
その他	755	未払法人税等	350
貸倒引当金	△504	前 受 金	843
固 定 資 産	36, 371	預り 金	372
有 形 固 定 資 産	22, 217	賞 与 引 当 金	497
建物	7, 801	そ の 他	179
構築物	596	固 定 負 債	8, 296
機 械 及 び 装 置	7, 782	長期借入金	6, 028
車 両 運 搬 具	4	リース債務	261
工具、器具及び備品	834 2, 231	長期未払金	1,893
土 地 建 設 仮 勘 定	2, 231 2, 966	そ の 他	113
無形固定資産	569		28, 343
ソフトウェア	522	純 資 産	の 部
ソフトウエア仮勘定	27		36, 151
そ の 他	18	資 本 金	10, 968
投資その他の資産	13, 585	資本剰余金	10, 492
投 資 有 価 証 券	94	資本準備金	10, 492
関係会社株式	8, 094	利益剰余金	15, 053
関係会社出資金	994	利益準備金	22
関係会社長期貸付金	4, 859	その他利益剰余金	15, 031
破産更生債権等	38	別途積立金	13, 195
長期前払費用 前払年金費用	39 84	繰越利益剰余金	1, 836
門 払 平 並 賃 用 そ の 他	552	自己株式	△364
貸倒引当金	$\triangle 1, 173$		36, 151
資 産 合 計	64, 495	負債・純資産合計	64, 495
	01, 100	20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	01, 100

<u>損 益 計 算 書</u> (2024年 1 月 1 日から) 2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科	,		目		金	額
売		上	高			51, 726
売	上	原	価			37, 326
売	上	総	利	益		14, 400
販 売	費及び	ド 一 般 管	理費			14, 556
営		業	損	失		156
営	業	外 収	益			
受		取	利	息	131	
受		酉己	当	金	2, 443	
為		替	差	益	441	
不		産 賃	貸	料	21	
そ		$\mathcal{O}$		他	146	3, 184
営	業	外 費	用			
支		払	利	息	182	
債	権	売	却	損	9	
コ	-	トメン	トフィ	_	23	
そ		$\mathcal{O}$		他	3	219
経		常	利	益		2, 809
特	別	損	失			
投		価 証 差		損	869	
減		損	損	失	62	932
税	引 前	当 期	純 利	益		1, 876
	人税、	住 民 税 及		税	422	422
当	期	純	利	益		1, 454

# 株主資本等変動計算書

 ( 2024年 1 月 1 日から )

 2024年12月31日まで )

(単位:百万円)

	Т						TE 1 1/4/11/
		株	主		資	本	
		資 本 乗	利 余 金	利	益	) 余	金
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金	利益準備金	その他利	益剰余金	利益剰余金
		頁 平 坪 佣 並	合 計	<b>州盆毕佣金</b>	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	10, 968	10, 492	10, 492	22	15, 195	△875	14, 341
事業年度中の変動額							
別途積立金の取崩			_		△2,000	2,000	
剰余金の配当			_			△742	△742
当 期 純 利 益			_			1, 454	1, 454
自己株式の取得			_				
事業年度中の変動額合計	_	_	_		△2,000	2,712	712
当 期 末 残 高	10, 968	10, 492	10, 492	22	13, 195	1,836	15, 053

	株 主	株主資本				
	自 己 株 式	株主資本合計	純資産合計			
当 期 首 残 高	△363	35, 439	35, 439			
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		_	_			
剰余金の配当		△742	△742			
当期純利益		1, 454	1, 454			
自己株式の取得	△0	△0	△0			
事業年度中の変動額合計	△0	712	712			
当期末残高	△364	36, 151	36, 151			

# 重要な会計方針に係る事項

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

A. 市場価格のない株式等以外のもの 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移 動平均法により算定)を採用しております。

B. 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

① 製品及び仕掛品

A. 量產品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ の方法により算定)

B. 金型・自動機及び半導体設備

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの

方法により算定)

② 原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ

の方法により算定)

③ 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法

により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(リース資産を除く)

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設 備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び

構築物については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10年~50年

工具、器具及び備品

機械及び装置 5年~12年 2年~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能 (リース資産を除く)

期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リー

ス期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(3) 退職給付引当金

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当

事業年度負担額を計上しております。 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債

務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産の見込額及び期末未認識項目の合計額が退職給付債務を上回ったため、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び 過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社及び顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 電気・電子部品事業

電気・電子部品事業においては、主に超小型RF同軸コネクタ、細線同軸コネクタ、基板対基板コネクタの製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。

(2) 自動車部品事業

自動車部品事業においては、主に自動車向け製品(カスタムコネクタ、成形品)の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合、顧客へ製品を出荷した時点で収益を認識しております。有償受給取引については、顧客から購入した原材料等の支払いは、顧客に支払われる対価に該当するものと判断し、当該金額を取引価額から減額した額を収益として認識しております。

(3) 設備事業

設備事業においては、主に半導体製造装置の製造及び販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す義務を負っております。このような製品の販売は、顧客指定工場に搬入据付終了の時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

7. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

会計上の見積りに関する注記

- 1. 市場価格のない株式の評価
  - (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

科目	当事業年度
関係会社株式	1,259百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当該関係会社株式は、2022年度に取得したKRYSTAL株式会社及びMicroInnovators Laboratory株式会社

(現 I-PEX Piezo Solutions株式会社)であり、取得原価と同社の超過収益力を反映した株式の実質価額を比較し、減損処理の要否を判定しております。

超過収益力の評価においては、対象会社の将来の事業計画及び損益実績を基礎としております。

将来事業計画の策定においては、主として関係会社が取り扱う製品の将来における市場成長性に一定の仮定をおいております。

将来事業計画の策定において用いた仮定は、経営者の最善の見積もりによって決定されますが、将来の不確実な 状況変化により、主要な仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における、関係会社株式の評 価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 2. 有形固定資産及び無形固定資産の評価
- (1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

科目	当事業年度
有形固定資産	22,217百万円
無形固定資産	569百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 連結計算書類「会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

40,022百万円

# 2. 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

保	証	先	保	証	金	額(百)	5円)	う	ち	外	貨	建
I-PEX S	INGAPORE	PTE LTD					44		384₹	シンプ	ガポー	ルドル
IPEX GLO	BAL MANUF S D N .						55	1, 57	8千マレ	ノーシブ	アリン	ギット
I - P E	X 島 根 株	式 会 社					17					Í
I-PEX Pie	ezo Solutio	ns株式会社					290					ĺ
合		計					408					Ţ

3. 電子記録債権割引高

1,752百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権

3,428百万円

長期金銭債権

26百万円

短期金銭債務

2,801百万円

#### 5. 取締役等に対する金銭債権又は金銭債務

金銭債務 71百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引

売上高15,964百万円仕入高17,440百万円外注加工費831百万円販売手数料1,635百万円

営業取引以外の取引

受取利息及び配当金2,517百万円支払利息49百万円不動産賃貸料13百万円

# 2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
福岡県小郡市等	遊休資産	機械及び装置、工具、器具及び備品、建設仮勘定

当社は、原則として、事業用資産については管理会計上の事業区分を基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

対象資産は、当事業年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、 当該減少額を減損損失(62百万円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、機械及び装置3百万円、工具、器具及び備品12百万円、建設仮勘定47百万円であります。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

# 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株	式(	の種	類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千株)	当増	事 業 加 株 (千株	年	当 事 減 少 (=	_		度数	当事株	業 式 (千株)	度 末数
普	通	株	式	172			0			J	1			172

(注) 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

# 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

PIOC 10 11 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
賞与引当金	151百万円
貸倒引当金	506百万円
棚卸資産	72百万円
退職給付引当金	△25百万円
役員退職慰労金	21百万円
子会社株式等評価損	276百万円
会員権評価損	△4百万円
繰越欠損金	1,683百万円
減損損失	285百万円
その他	693百万円
繰延税金資産小計	3,663百万円
評価性引当額	△3,663百万円
繰延税金資産合計	—————————————————————————————————————
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	- 百万円
繰延税金負債合計	一百万円
繰延税金資産の純額	一百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### 関連当事者との取引に関する注記

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 子会社及び関連会社等

会 社 名	関係	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
			受取配当金	1, 272	_	_
I-PEX SINGAPORE PTE LTD	子会社	(所有)	仕入高	5, 659	買掛金	517
1-rex SINGAPORE FIE LID	丁云江	直接 100.0	支払利息	49	短期借入金	869
			債務保証	44	ı	_
IPEX GLOBAL MANUFACTURING (M) SDN.	AL MANUFACTURING (M) SDN.   子会社   (所有)		受取利息	45 長期貸付金		2, 096
BHD.			債務保証	55	_	_
I-PEX島根株式会社	子会社	(所有) 直接 100.0	債務保証	17	17 —	
I-PEX (SHANGHAI) CO., LTD.	子会社	(所有) 間接 100.0	製品等の販売 7,005		売掛金	1, 576
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	マム払	(所有)	受取配当金	851	_	_
爱沛精密模塑(上海)有限公司 	子会社	直接 100.0	仕入高	5, 117	買掛金	1, 332
I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD.	子会社	(所有) 直接 100.0	受取配当金	319	_	_
I-PEX USA MANUFACTURING INC.	子会社	(所有) 間接 100.0	製品等の販売	1, 728	売掛金	692
I DEV D: C-1:	フム払	(所有)	受取利息	27	長期貸付金	2, 763
I-PEX Piezo Solutions株式会社	子会社	直接 100.0	債務保証	290	_	_

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針 製品等の販売及び仕入取引における価格その他の取引条件は市場実勢等を勘案して決定しております。資金の 貸付及び借入取引における金利につきましては、市場金利に個々の情勢を勘案して決定しております。
  - 3. 子会社への貸倒懸念債権(長期貸付金)に対し、1,131百万円の貸倒引当金を計上しております。
  - 4. 債務保証は、当社が銀行借入等に対して債務の保証を行ったものであり、保証料の受領はしておりません。
- (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報
  - (1) 親会社情報

直接所有 UDON株式会社 (非上場) 間接所有 DMC株式会社 (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

#### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

- 1株当たり情報に関する注記
  - 1. 1株当たり純資産

1,948.80円

2. 1株当たり当期純利益

78.40円

#### 重要な後発事象に関する注記

(株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更)

当社は、2025年2月14日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)にて、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する議案を決議いたしました。

#### 1. 株式併合について

(1) 株式併合の目的及び理由

当社が2024年12月20日に公表した「UDON株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、UDON株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、当社株式を非公開化することを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2024年11月8日から2024年12月19日までを買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しました。その結果、2024年12月26日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式9,580,247株(所有割合(注):51.64%)を所有するに至っております。

(注)「所有割合」は、2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数(18,722,800株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(172,281株)を控除した株式数(18,550,519株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

そして、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしましたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式及びDMC、小西大樹氏、小西達也氏及び小西玲仁氏(以下「小西氏ら」といいます。)が保有する当社株式を除きます。)を取得できなかったことから、2024年11月7日に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の株主を公開買付者及び小西氏らのみとするため、当社株式1,831,275株を1株に併合する当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を実施するものであります。

(2) 併合する株式の種類

普通株式

(3) 併合比率

当社株式について、1,831,275株を1株に併合いたします。

(4) 減少する発行済株式総数

18,550,509株

- (注) 当社は2025年1月15日開催の取締役会において、172,281株(2024年12月31日時点において当社が所有する自己株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。
- (5) 効力発生前における発行済株式総数

18,550,519株

- (注)「効力発生前における発行済株式数」は、2024年12月31日現在の当社の発行済株式総数(18,722,800株)から、当社が2025年1月15日開催の取締役会において決議した、2025年3月11日付で消却を行う予定の自己株式数(172,281株)を除いた株式数です。
- (6) 効力発生後における発行済株式総数

10株

(7) 効力発生日における発行可能株式総数

36株

(8) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額本株式併合により、公開買付者及び小西氏ら以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を

株主の皆様に交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び小西氏らのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2025年3月10日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2025年3月11日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である2,950円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

#### (9) 株式併合の日程

①本臨時株主総会開催日	2025年2月14日
②整理銘柄指定日	2025年2月14日
③当社株式の最終売買日	2025年3月7日(予定)
④当社株式の上場廃止日	2025年3月10日(予定)
⑤本株式併合の効力発生日	2025年3月12日(予定)

#### (10) 1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当事業年度
1株当たり純資産額	3, 615, 115, 978. 60円
1株当たり当期純利益	145, 430, 183. 10円

### (11) 上場廃止

本株式併合を実施し、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなる予定です。その結果、当社株式は東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2025年2月14日から2025年3月9日まで整理銘柄に指定された後、2025年3月10日に上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

#### 2. 定款一部変更の件

# (1) 定款変更の目的

- ① 本株式併合の効力が生じた場合、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は36株に減少することとなるところ、かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式 総数)を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が生じた場合、当社の発行済株式総数は10株となり、また、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)及び第9条(単元未満株式についての権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。さらに、本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、株主総会参考書類の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条(電子提供措置等)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が生じた場合、当社の株主は公開買付者及び小西氏らのみとなることから、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条(定時株主総会の基準日)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。なお当該

変更の効力が発生した場合、2025年3月下旬に開催を予定している定時株主総会においては、その開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

# (2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

	(下樑部は変更固別を示してぬりまり。)
変 更 前 定 款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、35,000,000株とす	第6条 当会社の発行可能株式総数は、36株とする。
る。	
第7条(条文省略)	第7条(現行どおり)
第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(削除)
(単元未満株式についての権利制限)	
第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式につい	(削除)
て、次に掲げる権利以外の権利を行使することが	
<u>できない。</u>	
_(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利_	
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利	
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てお	
よび募集新株予約権の割当てを受ける権利	
第 <u>10</u> 条~第 <u>12</u> 条(条文省略)	第 <u>8</u> 条~第 <u>10</u> 条(現行どおり)
(定時株主総会の基準日)	
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年	(削除)
12月31日とする。	
第 <u>14</u> 条(条文省略)	第 <u>11</u> 条 (現行どおり)
(電子提供措置等)	(1) (2)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書	(削除)
類等の内容である情報について、電子提供措置をと	
<u>るものとする。</u>	
② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令	
で定めるものの全部または一部について、議決権の	
基準日までに書面交付請求した株主に対して交付す	
<u>る</u> 書面に記載しないことができる。	
第 <u>16</u> 条~第 <u>37</u> 条(条文省略)	第 <u>12</u> 条~第 <u>33</u> 条(現行どおり)
m/LBu	7/104
附則	附則
(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過	(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の
措置)	経過措置) 日本の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人の一個人
第1条(条文省略)	第1条(現行どおり)

# (3) 変更の日程

2025年3月12日(予定)

### (自己株式の消却)

当社は、2025年1月15日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しており、2025年3月11日付で自己株式を消却する予定であります。

- 消却の方法 資本剰余金から減額
- 2. 消却する株式の種類 当社普通株式
- 3. 消却する株式の数

172,281株 (消却前の発行済株式の総数に対する割合0.92%) (注) 小数点以下第三位を四捨五入しております。

- 4. 消却予定日 2025年3月11日
- 5. 消却後の発行済株式数

18,550,519株

(注)当社は、2025年3月12日付で当社株式併合を実施する予定であり、その効力発生後における発行済株式総数は10株となる予定であります。